

# 令和2年度 名古屋港管理組合行政評価 講評

令和2年8月19日

関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科

教授 稲沢 克祐

## 1 令和元年度の講評において指摘した「留意点」に対する今後の考え方について

「令和元年度名古屋港管理組合行政評価 講評」では、令和元年度行政評価を次のように位置付けている。第1に、平成26年度から30年度までの5年間を計画期間とする「政策体系2018（以下、「前計画」という）」において、令和元年度は、当該政策体系の5年間を評価することになること、第2に、次期政策体系策定のための基礎となる評価情報ともなるものであること、である。この2点の位置付けの下、令和元年度行政評価の講評において指摘した「留意点」を、どのように考え令和2年度以降の行政評価に活かしていくかを整理する。

結論から言えば、令和元年度行政評価が前計画の5年間を総括するものであるのに対し、令和2年度行政評価は「中期経営計画2023（以下、「現計画」という）」の評価であることから、その施策体系および評価シートの様式も異なる。したがって、指摘した3点とも令和2年度行政評価に直接該当することはなく、むしろ、3点の指摘を現計画の中間年である令和2年度末時点の実績に係る行政評価（令和3年度行政評価）において、再度確認すべき内容として理解されたい。令和元年度行政評価における3点の指摘事項は、以下のとおりである。

第1に、全く進捗が見られない事務事業に係る対応について、5年間に全く進捗せず前計画以前の進捗率によるのか、または前計画の当初2年間の進捗率によるのかを、事務事業評価の「ACTION(取組)」欄に、その旨を付記する必要があると指摘した。これを現計画の行政評価に敷衍するならば、令和3年度行政評価においては、令和元年度、2年度の取組を振り返る視点が求められるということである。

第2に、「施策達成への貢献度」評価に係る対応である。すなわち、目標値どおりに事務事業が実施されているにもかかわらず、施策目標値の達成度は低いまま5年間推移しているような事例である。このような場合には、「貢献度が低い」という観点から事務事業評価の有効性には課題があると評価されることもあり得るため、その点の説明を充実する必要があることを指摘した。この指摘も、令和3年度行政評価において、今後の見通しを示す必要がある。

第3に、目標値が達成されている施策・事務事業に係る対応である。計画期間中に目標値を引き上げるなどについて検討すべきであること、引き上げない場合には、達成していながら目標値を変えない理由について明示しておくべきであると指摘した。すでに、令和元年度の行政評価でも、現計画の目標値を達成している事務事業もある。こうした事務事業では、当該説明が必要である。加えて、令和3年度の評価において、上述の検討又は理由の説明が求められるところである。

## 2 令和2年度に実施された行政評価について

令和元年度から5年度までの5年間を計画期間とする現計画において、令和2年度行政評価は、計画の初年度を評価することになる。名古屋港管理組合では、これまで、平成19年度から令和9年度までの20年間に及ぶ「長期構想」において5,6年を期間とした「政策体系」が2回更新してきている。今般の計画は、名称が「中期経営計画」とされただけではなく、計画体系の変革があった。具体的には、「重点施策」が設けられたことである。「重点施策」と、これまでの「施策」では、同じ「施策」の名を冠しながらも、評価シートが異なる。また、経常的事務事業の取り扱いも異なっている。

このように現計画を捉えて、令和2年7月28日に開催された「名古屋港管理組合政策体系に基づく行政評価講評会（以下、「7月28日講評会」という）」において、令和元年度実施分の検証を行い、その検証を基に、以下の6点を指摘した。

第1に、現計画の特徴である「重点施策」では、掲載する事務事業全てにおいて、まさに「重点的に」目標値達成に注力する姿勢が確認された。一方で、現行の重点施策評価シートには、施策評価指標と目標値の欄がなく、関係施策と同じ評価指標・目標値であるとされている。「施策評価・事務事業評価」の2層構造を採る行政評価であるため、今後の重点施策評価シートには、当該の記入欄を設けるべきである。

第2に、事務事業評価における有効性の検証では、「期待どおりの成果が得られているか」の視点に対して、建設事業は「施工中であるため、成果の評価は対象としておりません」として「－」になっている。この視点は、成果目標値の「達成度」であり、「事業進捗状況（元年度）」の欄の記載に連動するものと理解されたい。

第3に、施策中の事務事業の中には、「元年度の実績」欄に、「遅れ」（進行管理型事業）又は「目標値を下回る」「目標値をやや下回る」（単年度管理型事業）の記載があるにもかかわらず、「2年度以降の方向性」欄中「成果」欄を「維持」としている事務事業が散見される。目標値未達成の事務事業の今後の方向性は「成果拡大／コスト維持」（生産性向上）または「成果拡大／コスト拡大」（量的拡大）のいずれかであるべきではないか。あえて、「成果維持／コスト維持」（現状維持）を選択する場合には、その理由を明示すべきである。

続いて以下の3点の指摘事項は、令和2年2月頃から顕在化してきた新型コロナウイルス禍に関するものである。

第4の指摘事項としては、新型コロナウイルス感染症の影響と対応に関する記述の充実である。当該感染症の感染拡大による影響は、経済活動と日常生活への規制を通じて、令和2年の2,3月頃から顕在化してきている。さらに、令和2年度はもとより、その後も続くと予想されている。まず、令和2年度評価においては、評価対象年度である令和元年度に顕在化した影響と、その影響を受ける令和2年度以降の取組を綿密に記述する必要がある。

第5に、新型コロナウイルス感染症の影響によって、「令和2年度以降の方向性」欄の検討を現実的にすることである。すなわち、少なくとも、令和2年度当初において、事務事業の実施中止や縮小が決定している場合、または、令和2年度行政評価の公表前に決定した場合には、この欄の「コスト」の方向性は、「維持」ではなく「縮小」とした方がよいのではないか。

第6に、新型コロナウイルス感染症の影響によって、現計画の目標値および／または目標年度の修正が必要かどうか、早急に検討する必要がある。

なお、第5と第6の指摘事項は、消極的な対応を示すことでは決していない。人件費・公債費の義務的経費による財政硬直化に直面する中で発生した新型コロナウイルス禍という非常時である。むしろ、今後の方向性、目標値、目標年度を現実的に検討することによって、今後予測される財政ストレスに対し重点的資源配分に向けた積極的な検討を示すことになるものである。

第1から6の指摘事項については、7月28日講評会以降、適切に対処されていることを確認している。